

税

問合先 税務課

市・府民税の申告受付

期間 2月17日(月)～3月16日(月)

(土・日曜日、祝・休日除く)

時間 午前9時～11時30分

午後0時45分～4時

※3月16日(月)は、市・府民税の申告書の受付のみ

場所 市役所1階101会議室
必要なもの

●申告用紙(税務課に設置)

●利用者識別番号がわかるもの
(持っている人のみ)

●印鑑(認め印)

●令和元年(平成31年)分の給与や公的年金等の源泉徴収票、その他収入のわかる書類

●控除のための証明書や領収書、障害者手帳など

●「番号確認」のための書類(マイナンバーカードまたは通知カード)

●「身元確認」のための書類(顔写真付きの身分証明書(運転免許証、パスポートなど)の場合

は1点。顔写真なしの身分証明書の場合は2点)

※申告書を郵送する場合は、「番号確認」のための書類の写しと

「身元確認」のための書類の写しを同封してください。マイナンバーの安全管理のため、郵送については、配達記録など、安全措置を施した方法で郵送してください。

■台風などの災害による雑損控除の適用を受ける人は、まず、税務署で確定申告の申告相談を行ってください。申告相談の結果、確定申告が必要でない人も、税務署で確認してもらった計算書および添付書類を持参してください。(無い場合は受付不可)。

■公的年金等以外に収入がない人は、申告をする義務はありません。公的年金等の支払者に届けている以外で、次のような場合、申告をすると税額が減額されることがありますので、忘れずに申告してください。

- 扶養している親族があり、扶養控除が受けられる
- 健康保険料の支払いなどで社会保険料控除が受けられる
- 医療費控除・セルフメディケーション税制が受けられる(明細書の添付が必要です。詳しくは税務課ホームページをご覧ください。)

■令和元年(平成31年)中に収入がなく税額が発生しない人でも、公営住宅の入居や奨学金の申請など、所得に関する証明書が必要なきときは、申告が必要な場合もあります。

■市・府民税申告書以外の資料(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書など)で、申告した所得以外の収入や扶養控除の対象者に要件を超える収入が確認された場合など、申告時の想定税額と実際の税額が異なる場合があります。

※詳しくは、税務課ホームページをご覧ください。

軽自動車税 廃車手続きは 3月31日までに

原動機付自転車・二輪・軽二輪・軽四輪などにかかる軽自動車税は、毎年4月1日現在に登録している車両の所有者(使用者)に課税されます。4月2日以降に廃車手続をした場合、令和2年度は課税されることになりませんので注意してください。(月割課税制度はありません。)

使用しなくなった車両や、他の人に譲渡した車両、スクラッ

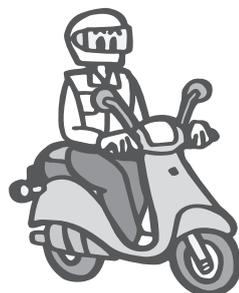
プや盗難などで所有しなくなった車両は、3月31日(火)までに廃車などの届出をしてください。また、市外へ転出する場合は、車両の住所変更手続きもしてください。

廃車手続をする場合は、その車両の軽自動車税を完納しておいてください。

問合先

●原動機付自転車(125CCまで)、小型特殊自動車(フォークリフトなど)、ミニカー…税務課
●軽二輪・二輪の小型自動車…

和泉自動車検査登録事務所(和泉市上代町官有地 ☎050・5540・2060)
●軽四輪・軽三輪自動車…軽自動車検査協会 大阪主管事務所 和泉支所(和泉市伏屋町1丁目13番3号 ☎050・3816・1842)



税務署からのお知らせ ～令和元年分 所得税等の確定申告～

問合先 泉佐野税務署
(☎462-3471)

【税務署の申告会場】

開催日 2月17日(月)～3月16日(月) (閉庁日除く)

受付時間 午前9時～午後4時

※期間中は、駐車場が大変混雑しますので、公共交通機関を利用してください。

【還付申告会場】

開催日 2月5日(水)～12日(水) (土・日曜日、祝日除く)

受付時間 午前10時～午後3時

場所 イオンモールりんくう泉南 2階イオンホール
※2月8日(土)・9日(日)・11日(祝)は近畿税理士会泉佐野支部主催で、還付申告相談のほか、事業所得や譲渡所得のある人、贈与税の申告相談ができます(申告書の提出はできません)。

【岸和田・泉佐野税務署の合同申告会場】

開催日 2月24日(休)、3月1日(日)

受付時間 午前9時～午後4時

場所 岸和田税務署(岸和田市土生町2丁目28番1号)

※各会場とも混雑状況により、早めに相談受付を終了する場合があります。

国保年金

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料は
社会保険料控除の対象になります

問合先 国保年金課

令和元年中（平成31年1月1日～令和元年12月31日）に支払った国民健康保険などの保険料は、令和2年度の市・府民税申告、令和元年分の所得税の確定申告時に、全額が社会保険料控除の対象になります。

【国民健康保険料・後期高齢者医療保険料】

申告時に令和元年中に支払った保険料の合計金額を記入するだけで、支払金額を確認する書類の提出は不要です。

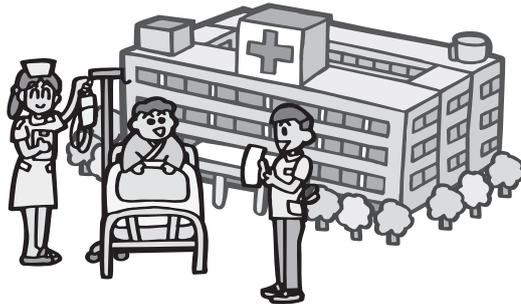
※納付書や口座振替で納付した人には、納付済額の通知書を1月下旬に送付しています。

【国民年金保険料】

「領収証書」や国から送付される「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（昨年10月1日以降にこの年はいじめて保険料を納

めた人に対しては2月上旬に送付される同様の証明書）を申告時に提出することが義務付けられています。

※過去の未納期間の保険料や国民年金で免除・猶予されていた期間を追納（さかのぼって納付すること）した保険料、支払った家族分の保険料も控除の対象になりますので忘れずに申告しましょう。



後期高齢者医療制度の高額医療・高額介護合算制度

問合先 大阪府後期高齢者医療広域連合 給付課
 (☎06-4790-2031)

医療保険と介護保険の両方に自己負担額があることによって、家計の負担が重くなっている場合に、負担を軽減するための制度です。

世帯で1年間（毎年8月～翌年7月末）に支払った医療保険と介護保険の自己負担金の合計額が、この制度の自己負担限度額（表参照）を超えた場合、申請に基づき、その超えた額が支給されます。

大阪府後期高齢者医療広域連合では、7月末現在で後期高齢者医療制度に加入されている同一世帯の被保険者を対象に、勧奨通知を送付しています。勧奨通知が届きましたら、同封の返信用封筒で申請書を送付してください。

注意事項

- 医療費用と介護サービス費用のいずれかが「0円」のときは、対象となりません。
- 支給額（超過額）が500円以下の場合、支給の対象となりません。
- 平成30年8月～令和元年7月末の間に、都道府県を越える転居をした人は、勧奨通知の対象でなくても、申請により負担額に応じて支給される場合があります。詳しくは、問い合わせてください。

自己負担限度額

課税状況	所得区分	後期高齢者医療制度における負担割合	自己負担限度額（年額） （医療保険＋介護保険）
課税世帯	現役並み所得者 課税所得 690万円以上	3割	212万円
	現役並み所得者 課税所得 380万円以上		141万円
	現役並み所得者 課税所得 145万円以上		67万円
非課税世帯	一般	1割	56万円
	低所得Ⅱ		31万円
	低所得Ⅰ		19万円（複数世帯の場合、介護保険の自己負担限度額は31万円となります。）（*）

（*）同一世帯に、基準額が「低所得Ⅰ」の「190,000円」であり、かつ介護（予防）サービスの利用者が複数いる場合、「高額医療合算介護（予防）サービス費」については、「低所得Ⅱ」の基準額である「310,000円」を適用して、介護保険分の支給額を再計算しますので、介護支給額（見込）どおり支給されません。

高額療養費（外来年間合算）支給申請書が届いた人へ

高額療養費の振込口座登録をしたことがない人へ送付しています。申請がない場合、高額介護合算療養費の支給処理が行われませんので必ず申請してください。

不明な点は、市区町村の後期高齢者医療担当窓口へ問い合わせてください。